

第 29 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 11 月 10 日 (金) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 00 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁 (3 階)

3. 出席した農業委員 (13 人)

会 長	14 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	丹 野 義 基	2 番	佐 畑 幸 一	
	3 番	伊 東 登	5 番	唯 野 哲 夫	
	6 番	坂 本 雄 司	7 番	後 藤 義 昭	
	9 番	小 島 良 金	10 番	佐 藤 雄 一	
	11 番	武 島 竜 太	12 番	中和田 吉 彦	
	13 番	目 黒 正 一			

4. 欠席した農業委員 (0 人)

5. 遅参した農業委員 (0 人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	陶 裕 人
農地係長	橋 本 庸 介
事務局主査	大河原 康 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第29回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第29回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般
の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。
お手元の資料諸般の報告をご覧ください。10月12日
(木) 総会前に「だより編集委員会」を開催し、相馬市農業委員会
だより第69号の内容について協議を行いました。同日、総会后に
農業振興委員会を開催し、本日の議案としてご提案しております
が今年度の相馬市農業委員会として、市に提出する農地利用最適
化推進施策の改善の具体的意見についての協議を行いました。
10月18日(水) 今田地区の座談会を実施しております。
10月25日(水) 坪田地区の座談会を実施しております。
10月26日(木) 第29回総会に係る議案を郵送で送付させ
ていただいております。
11月1日(水) 富沢地区の座談会を実施しております。
11月6日(月) 及び7日(火)、本日の総会に向けて、現地調
査を行っております。
11月9日(木) 福島県下農業委員会大会が福島市「パルセイ
いざか」で開催され前川会長、目黒代行、佐藤委員、丹野委員、後
藤委員、桑折委員、渡部委員が出席いたしました。報告は以上と
なります。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実
加委員、9番小島良金委員、ご両名を指名いたします。
次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、
本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。次に日程第４、議事に入ります。報告第１号専決処分について、を議題といたします。（１）農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

[illegible]

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

議 長 次に、報告第２号報告事項について、を議題といたします。

(１) 農地法施行規則第２９条第１項の規定に該当する場合の届出
について (２) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。こちらは通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用申請を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。去る11月6日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員と共に現地調査を実施し、届出の内容のとおり、農業用施設が建設されていることを確認しました。
- (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る11月6日に5番委員、6番委員、7番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1番について、転用目的が一般住宅、駐車場用地で、工事の進捗率が35%になっており、土地の造成まで完成している状況でした。工事の期間が18カ月ということで、計画どおり進捗しているものと判断しております。農業委員会からは引き続き、工事が完了するまで進捗、完了報告の提出を求めているものです。
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。去る11月6日に5番委員、6番委員、7番委員とともに、番号現地調査を実施しました。現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は8件の届出を受理いたしました。今回の届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございませんでした。説明は以上です。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認さ

れました。次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番について担当委員挙手願います。1番丹野義基委員をお願いします。

1 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。去る11月3日に地区担当の推進委員と共に申請地において聞き取り調査を行ってまいりました。

そして、11月6日には5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、併せて結果を報告いたします。申請人や申請地については議案書記載のとおりです。権利の設定内容は所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号については、議案書に記載のとおり該当ありません。次の許可基準第5号信託契約の有無については、譲受人の転貸・質入れの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

議 長

続いて、番号2番について担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員をお願いします。

5 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件について報告いたします。この案件については、去る11月2日に地区担当の推進委員が申請人と会って、聞き取り調査を行っております。申請人並びに申請地等については、議案書記載のとおりでございます。そして、11月6日には6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、

調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号借入地の転貸・質入れ状況については、譲受人の転貸・質入れの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号3番について担当委員举手願います。9番小島良金委員をお願いします。

9 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。申請人並びに申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る11月7日に8番委員、10番委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを去る10月31日に地区担当の推進委員と共に聞き取り調査を行い確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおりで該当ありません。次に許可基準第5号借入地の転貸・質入れについては、譲受人に転貸・質入れの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損

なわれるような問題はございません。よって許可基準第1号から許可基準第6号まで要件をすべて満たしております。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号4番について担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員をお願いします。

12番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件について報告いたします。申請人並びに申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る11月2日に本人宅にて聞き取り調査を行い、問題はありませんでした。そして、11月7日には8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査にて確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件及び許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号については、議案書に記載のとおりで該当ありません。次に許可基準第5号借入地の転貸・質入れについては、譲受人に転貸・質入れの事実はないため、非該当であります。次に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。許可基準第1号から許可基準第6号まで要件をすべて満たしております。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1 番案件ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請人の亡き父が●●●●●●●●●●で酪農及び畜産を営んでおりましたが、昭和 54 年 4 月に松ヶ房ダム建設の用地買収に伴い、●●●●●●●●●●地区に移転、併用地に住宅を建設し、酪農及び畜産業をはじめました。併せて、申請地を駐車場、転回広場、進入路、緑地帯、緑地帯（庭）用地として使っていました。今回、申請人は所有農地で農地改良工事を計画し事務局に相談に来た際、自己の農地について確認したところ、申請地について亡き父が無届で農地転用をしていたことが判明したため、転用許可申請を提出するよう申請人へ指導し、亡き父が転用許可を必要なことがわからずに転用した旨の顛末書をつけて今回、転用申請したものです。なお、次回の総会以降に農地改良工事の申請が提出の予定であります。工事期間は、許可の日から 2 ヶ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に 2 番案件ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のと

おりです。1 番案件と同じく、申請地と併用地に牛舎、倉庫、牛糞置場、サイロ（飼料）、水槽用地を建設して使用しておりましたが、顛末書をつけて今回転用申請したものです。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の确实性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利で申請地の①に抵当権があり、今回の転用申請について抵当権者の同意を得ております。また、⑥併用地の有無については申請人所有の雑種地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000平方メートルを超える申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、11月24日に県農業会議が開催する第93回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいてからの許可となります。説明は以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請地の現況を去る11月6日に6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第1号立地基準について、申請地は周囲を山林原野に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地のその他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、申請地以外での事業は不可能と判断しました。以上のことから立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続きまして番号2番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願いします。

6 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について2番案件

について、報告いたします。去る１１月６日に６番委員、７番委員、地区担当の推進委員、事務局２名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第１号立地基準について、申請地は周囲を山林原野で囲まれた、概ね１０ヘクタール未満のその他農地であることを確認し、第２種農地と判断しました。次に許可基準第２号は、代替地の検討があり、他の場所での事業は困難であると判断しました。以上のことから立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第４号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

９ 番 議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について２番案件について、再度総会に上程されるのですか

事務局 総会で許可という議決をいただいて、福島県農業会議で承認されたら、許可するため、再び総会には議案として上程いたしません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第２号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議

案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番案件ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、申請地で太陽光発電施設用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に2番案件です。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。譲受人の関係は、●●●●氏は●●●●氏の●の●になります。今回、申請地を二人の共有名義で取得するため、転用申請し譲受人のうち、●●氏が住む住宅、駐車場、転回広場、敷砂利用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおり、道路法24条の申請済であり、10月30日付けで承認されていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議長

続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員をお願いします。

7 番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての1番案件について、ご報告いたします。去る11月6日に5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地については議案書記載のとおりであります。転用後の用途は、太陽光発電施設用地になります。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。工事期間は許可の日から6ヶ月になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地はその規模が1

0ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。以上のことから許可相当と判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議 長 続いて番号2番について、担当委員举手願います。8番三國実加委員をお願いします。

8 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について2番案件について、ご報告いたします。去る11月7日に9番委員、10番委員、事務局2名、地区担当の推進委員と共に現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第1号の立地基準については、申請人、申請地は議案書記載のとおりであります。転用後の用途は、自己住宅、駐車場、転回広場、敷砂利用地になります。権利の設定内容は所有権移転（売買）になります。工事期間は許可の日から8ヶ月になります。転用後の許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかしこの案件につきましては不許可の例外事業の集落接統事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため非該当です。以上のことから立地基準を満たしていると判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。9番小島良金委員をお願いします。

9 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について1番案件から5番案件についてご報告いたします。申請人、申請地につきましては、議案書記載のとおりでございます。去る11月7日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。1番案件は、申請地の現況は舗装された更地になっておりますが、以前は転用許可条件のとおり遊技場建設及び駐車場用地でしたが、現在は宅地となっております。2番案件は申請地の現況は転用の許可条件のとおり太陽光発電設備用地として雑種地となっております。3番案件から5番案件は申請地の現況は駐車場用地、作業場用地、作業場、網干し場、道路用地として宅地となっております。したがって1番案件から5番案件についてすべて許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。報告は以上です。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請の補足説明いたします。履行証明の申請人は転用許可を受けた者もしくは、相続した者または未相続の場合、相続権がある者が申請人になります。番号2番と番号5番は転用許可を受けた者と申請人が異なること

から、補足説明させていただきます。●●氏の●●●●氏が農地法5条の転用許可を受けて取得しましたが、その後、令和5年に死亡し、未相続のままであったことから相続権がある●●氏が申請人になったものであります。補足説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号30番までの30件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当する

か否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。事務局からは以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員举手をお願いします。10番佐藤雄一委員をお願いします。

10番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月7日に8番委員、9番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人と共に現地調査を行いましたので調査員を代表して調査結果を報告いたします。番号1番から30番までをご報告いたします。1番の現況は山林、2番から7番までの現況は原野と見てまいりました。8番から14番までの現況は原野と見てまいりました。15番から23番までの現況は山林、24番の現況は原野、最後に25番から30番までの現況は山林と見てまいりました。よって1番から30番すべて非農地して回答することが妥当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に、議案第6号農地等利

用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

振興委員長 議案第6号農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、をご説明いたします。9月並びに10月の総会終了後に、農業振興委員会を開催し、農業委員会としての意見書（案）を取りまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。農業を取り巻く状況が一層厳しさを増す中で、緊急の課題である意見書の項目として、1 農業経営の安定化に対する支援策、2 農業・農村の維持に対する支援策、3 地域計画の着実な実行以上の3項目を市長に提出する意見書（案）として、まとめさせていただきました。なお、字句等の整理は事務局にお願いしましたので、詳細については事務局より補足説明をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農地等最適化推進施策に関する意見書（案）についてご説明いたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出していただきました15件のご意見を踏まえ、市の施策にぜひ取り入れて欲しい喫緊の課題について、去る9月12日並びに10月12日に農業振興委員会を開催し、内容を協議のうえ、3項目の意見書（案）として取りまとめさせていただきました。委員の方々からいただいた具体的な意見をそのまま市へ提出するという事ではなく、農業振興委員会で内容を精査し、農業委員会として市に対して具体的な意見書を提出するものになります。では、意見書（案）の項目を朗読いたしますので、ご覧いただきたいと思います。また、こちらの農地等最適化推進施策に関する意見書（案）ですが、本総会でご議決をいただければ、11月17日（金）に農業委員会会長及び会長職務代理者、農業振興委員会委員長、同副委員長が市長と面談し、意見書を提出する予定となっております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)については、原案のとおり、決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 異議なしと認めます。以上をもちまして、第29回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	8 番	三 國 実 加
---------	-----	---------

議事録署名委員	9 番	小 島 良 金
---------	-----	---------